



第5回

彩の国さいたま人づくり広域連合
在り方検討会議

令和4年5月13日（金）

Zoomにて開催

本会議における検討の進め方

検討テーマ

- ①広域連合の在り方
- ②人材育成、研修事業の在り方
- ③人材交流事業の在り方
- ④人材確保事業の在り方
- ⑤政策研究事業の在り方
- ⑥人件費・共通経費の在り方
- ⑦財源の在り方

会議の進め方

事務局 各会議において、テーマごとの論点・見直しの方向性を提示

各団体 アンケート・個別ヒアリング等で意見聴取・協議

見直し事項・新たな財源フレームの決定

検討スケジュール（予定）

第1回（R3.1.25）

- * 会議の設置
- * スケジュールの提示

第2回（R3.5.14）

- * 検討テーマ①（広域連合の在り方）の論点・見直しの方向性の整理
- * 上記及び次回以降の検討テーマに関するアンケートの実施

第3回（R3.10.15）

- * 検討テーマ②～⑥（事業・組織等の在り方）の論点・見直しの方向性の整理
- * 上記及び次回以降の検討テーマに関する意見等の聴取

第4回（R4.1.26）

- * 検討テーマ⑦（財源フレーム）の論点・見直しの方向性の整理
- * 上記に関する意見等の聴取

第5回（R4.5.13）

- * とりまとめ

第4回会議後の意向確認結果

第4回で提示した今後の財源対策（案）について

賛同し修正なしとする	63団体	100.0%
修正を要する	0団体	0%



議会にて行政課題報告を行った後、各構成団体に通知（R4.7月予定）

意見・要望等（主なもの）

- *業務の見直し等により、なるべく負担金が生じないようにしていただきたい
- *研修単価の提示は、可能な限り早い時期にお願いしたい
- *研修単価については、広域計画（5年計画）単位で変えない工夫をしていただきたい
- *集合研修については、ブロック開催などの検討もお願いしたい
- *市町村の役付派遣については、主幹・主査でお願いしたい

在り方検討会議の結果【概要】①

1 広域連合の在り方について

広域連合については、将来的に収支不足が生じた場合においても、更なる見直しを実施した上、当面

構成団体の負担金を財源として充当
することで存続

2 広域連合の事業・組織等の見直しについて

人材育成、研修事業の在り方について

- ◆ **オンライン研修・オンデマンド研修を推進**
- ◆ 既存研修事業・事務について、費用対効果を十分に考慮し **効果的・効率的に**実施
- ◆ 自己啓発のための **eラーニング事業を新たに実施**
- ◆ ニーズに応じ新たな事業展開を図る一方で効率的な研修事業の実施に努め、**研修事業費全体では経費を削減**
【削減額160万円（市町村研修事業費のみ）】

人材交流事業の在り方について

- ◆ 財源問題や構成団体のニーズを踏まえながら、当面、**現行の事業を引き続き実施**

人材確保事業の在り方について

- ◆ 現行の人材確保事業を**継続**するとともに、**専門職確保の取組を強化**

政策研究事業の在り方について

- ◆ **政策課題共同研究は廃止**し、政策形成能力を育む「**研修**」として実施【削減額490万円（政策研究基金）】

人件費・共通経費の在り方について

- ◆ 政策研究担当の見直しにより **政策管理部職員2名を削減**
【削減額1,900万円（うち市町村負担分950万円）】
- ◆ 土地・建物賃借料について県と調整し、**5割減額→無償貸付**へ変更
【削減額1,630万円（うち市町村負担分815万円）】

在り方検討会議の結果【概要】②

3 広域連合の収支見直しについて

- ◆本会議で検討した見直しを行い、令和5年度までに市町村事業費において年間▲2,300万円（▲16%）の削減を実施
- ◆上記の他、政策研究事業の見直しにより、財源対策へ活用する基金についても年間+490万円確保

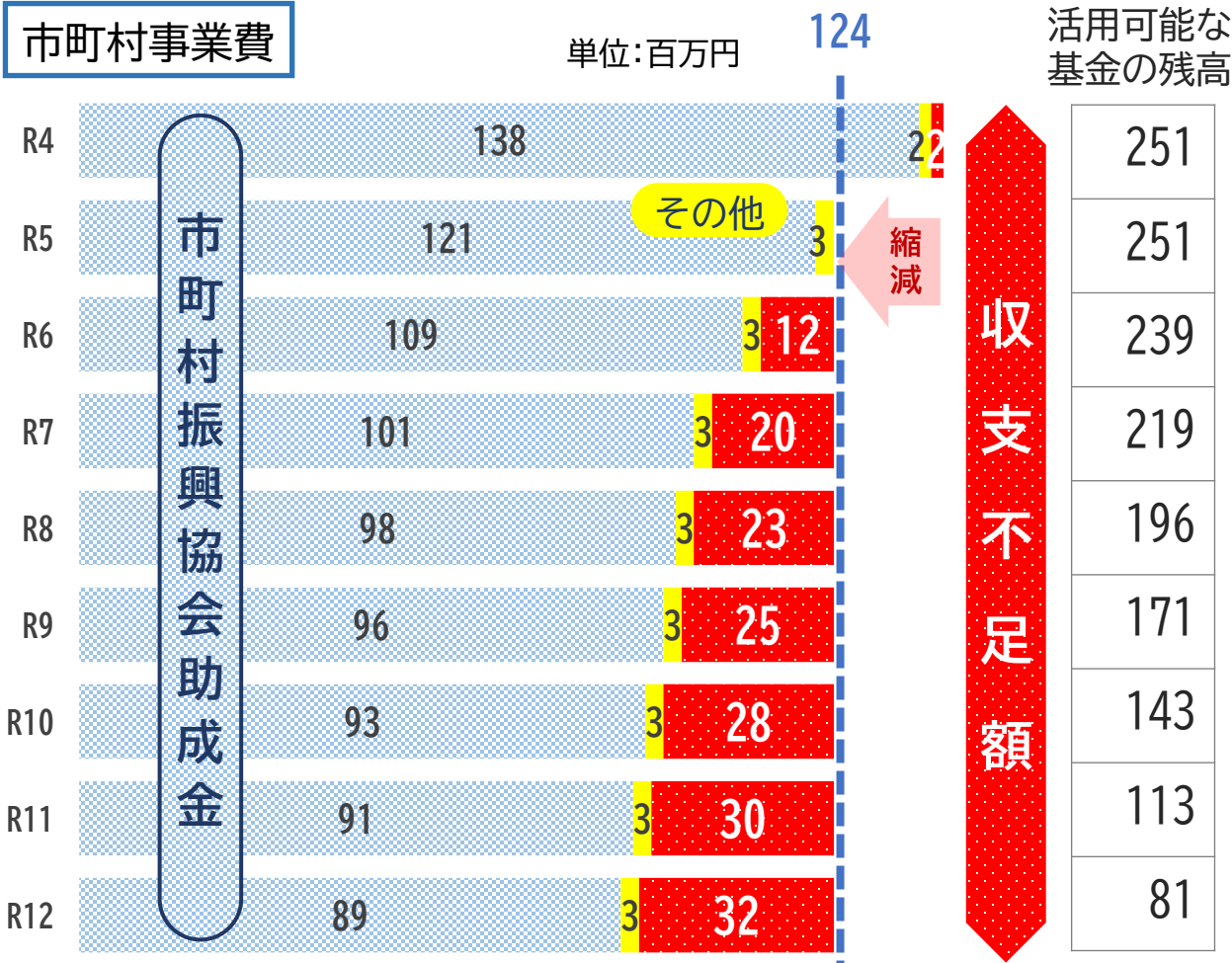
👍 トータルの収支改善効果は年間2,800万円



◆見直しの実施等により
令和12年度までは負担金発生を回避できる見込み

◆しかし、令和12年度ベースで収支不足額が生じ続けると、令和15年度には負担金が必要

広域連合の収支見直しについて（見直し後）



在り方検討会議の結果【概要】③

4 負担金について

各団体の負担金 = 研修単価 × 研修参加人数
をベースに算出

- ◆1人当たりの一律単価ではなく、研修ごとに算出した単価を使用
- ◆基金残高が最低限の財政運営を可能とするために必要な額（当面2,500万円）を下回る見込みとなった場合に財源として負担金をいただく
- ◆負担金を財源とする前々年度末までに各構成団体に通知する

※既に負担金をいただいているさいたま市を除く

今後の広域連合の在り方・負担金等の見直しについて

- ◆原則広域計画（5年計画）の策定前に在り方検討会議を開催し、必要に応じて広域連合の在り方や負担金等の見直しを行う

参考 5 役付職員への派遣について

市町村職員の役付派遣を令和5～10年度に試行

- ◆試行であることや市町村の人員状況等に鑑み、派遣先は市町村職員担当主査1名とする
- ◆派遣元は、市町村職員担当主査への職員派遣が可能と回答のあった構成団体を中心に調整する（試行期間6年→派遣期間2年/人×3団体）
- ◆役付派遣については自治法派遣とし、給与は広域連合負担
- ◆現行の「職員派遣計画表」（=担当者派遣）はそのまま継続



御意見・御質問などは下記担当まで
お問い合わせください



彩の国さいたま人づくり広域連合
在り方検討会議 事務局

政策管理部 坂入・梶

TEL :048-664-6662

MAIL:s-info@hitozukuri.or.jp

<http://www.hitozukuri.or.jp>